

小田原市文化財保存活用地域計画

小田原市

小田原市文化財保存活用地域計画

目次

序章　　背景と目的	1
1　計画作成の背景と目的	
2　計画期間	
3　本計画の位置づけ	
4　本計画の対象（用語の定義）	
第1章　小田原市の概要	7
1　自然的・地理的環境	
2　社会的状況	
3　歴史的背景	
第2章　小田原市の文化財の概要と特徴	27
1　文化財の概要	
2　文化財の特徴	
第3章　小田原市の歴史文化の特性	38
歴史文化の特性1　山野河海が生んだ多様な歴史文化	
歴史文化の特性2　人や物の往来により生まれた歴史文化	
歴史文化の特性3　日本史上時代を彩った人物たちが織り成した、重層的な歴史文化	
歴史文化の特性4　日々の人々の生活により育まれた、今につながる歴史文化	
第4章　文化財の既往の調査と現在の取組	43
1　文化財の既往の調査	
2　文化財に関する現在の取組	
3　文化財に対する市民意識	
第5章　将来像・基本的な方向性	56
1　目指す将来像	
2　基本的な方向性	
第6章　文化財の保存と活用の基本方針	61
1　保存・活用の考え方	
2　保存・活用の課題・方針・措置	
方向性1　文化財への理解を深め、学びをつくる	
方向性2　文化財を市民に身近なものにする	
方向性3　文化財を地域で守る	
方向性4　文化財を活かす活動を育み、広げていく	

方向性5 文化財の保存・活用を支える仕組みをつくる

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 72

1 関連文化財群

- 関連文化財群1 箱根外輪山がつくる自然と文化
- 関連文化財群2 足柄平野が育んだ原始古代からの暮らし
- 関連文化財群3 曽我物語と鎌倉幕府ゆかりの地
- 関連文化財群4 北条氏の統治と戦国時代の終わりを告げた小田原合戦
- 関連文化財群5 近世小田原城と城下町・宿場町
- 関連文化財群6 二宮尊徳と報徳仕法
- 関連文化財群7 近代化がもたらした別邸文化と文化人ゆかりの地
- 関連文化財群8 地域に根付いたなりわいと多彩な民俗文化

2 文化財保存活用地域

- 文化財保存活用区域1 小田原城周辺区域
- 文化財保存活用区域2 石垣山・江戸城石垣石丁場跡周辺区域

第8章 文化財の防災・防犯 119

- 1 防災・防犯に関する現状と課題
- 2 防災・防犯に関する方針
- 3 防災・防犯に関する措置

第9章 文化財の保存・活用の推進体制 123

- 1 推進体制の方針
- 2 小田原市の体制

序章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的

小田原には、古代から現代に至るまで営まれてきた人々の活動や暮らしの中で作り出され、また育まれた、様々な有形・無形の文化財が存在しています。こうした文化財は小田原の歴史や文化を今に伝える市民の共有財産であり、本市の歴史や文化を知るうえで欠かせないものです。

本市は、これまで文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例に基づき、所有者や地域住民等と協力しながら文化財の保存と活用を推進してきました。しかしながら、近年は、都市化、核家族化が進む中、指定（登録）、未指定を問わず文化財の滅失や散逸が懸念されるようになっています。特に、無形の民俗文化財は、伝統芸能だけでなく地域に古くから伝わる行事や習わしなども、近年の少子高齢化や人口減少を背景とした担い手の不足から断絶のおそれがあり、問題となっています。

また、世界的な気候変動に伴い、過去に経験したことのないような豪雨などの異常気象が発生し、文化財に被害が及んだ例も発生しています。

文化財は地域の魅力ある資源であり、生涯学習や学校教育など教育分野での活用のみならず、地域振興の素材として観光やまちづくりの分野での活用も期待されることから、保存と継承に向けた広範で計画的な取組が必要です。

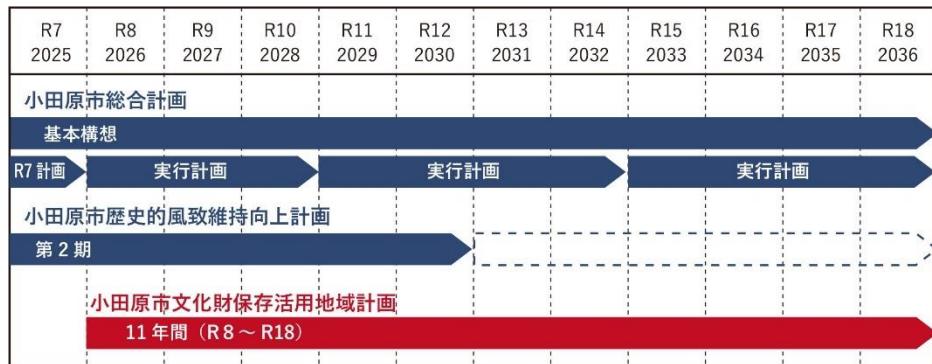
平成30年（2018）の文化財保護法の改正により、市町村における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の作成と文化庁長官による認定が制度化され、文化財に関わる計画行政が法的な位置付けを持つことになりました。

本市ではこれまでに史跡など個別の文化財についての保存活用計画は作成していましたが、指定（登録）、未指定を問わず、市内に所在する文化財を包括する保存・活用についての計画は作成していませんでした。

そこで、本市の歴史文化と文化財がもつ価値と魅力を分かりやすく整理し、市民のほか本市の歴史文化に興味を持つ全ての人に向けて発信・共有するとともに、本市に所在する文化財について市民総がかりの総合的な保存・活用を進めるため、この方針を示すマスタープランとそれを具体化するアクションプランとして、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき「小田原市文化財保存活用地域計画」を作成します。

2 計画期間

本計画は令和 8 年度（2026）を始期とし、第 7 次小田原市総合計画（令和 7 年度～3 期目の実行計画の完了見込令和 18 年度）と、本計画に密接に関連する小田原市歴史的風致維持向上計画（令和 3 年度～令和 12 年度）の期間を勘案したうえで、令和 18 年度（2036）までの 11 年間を計画期間とします。



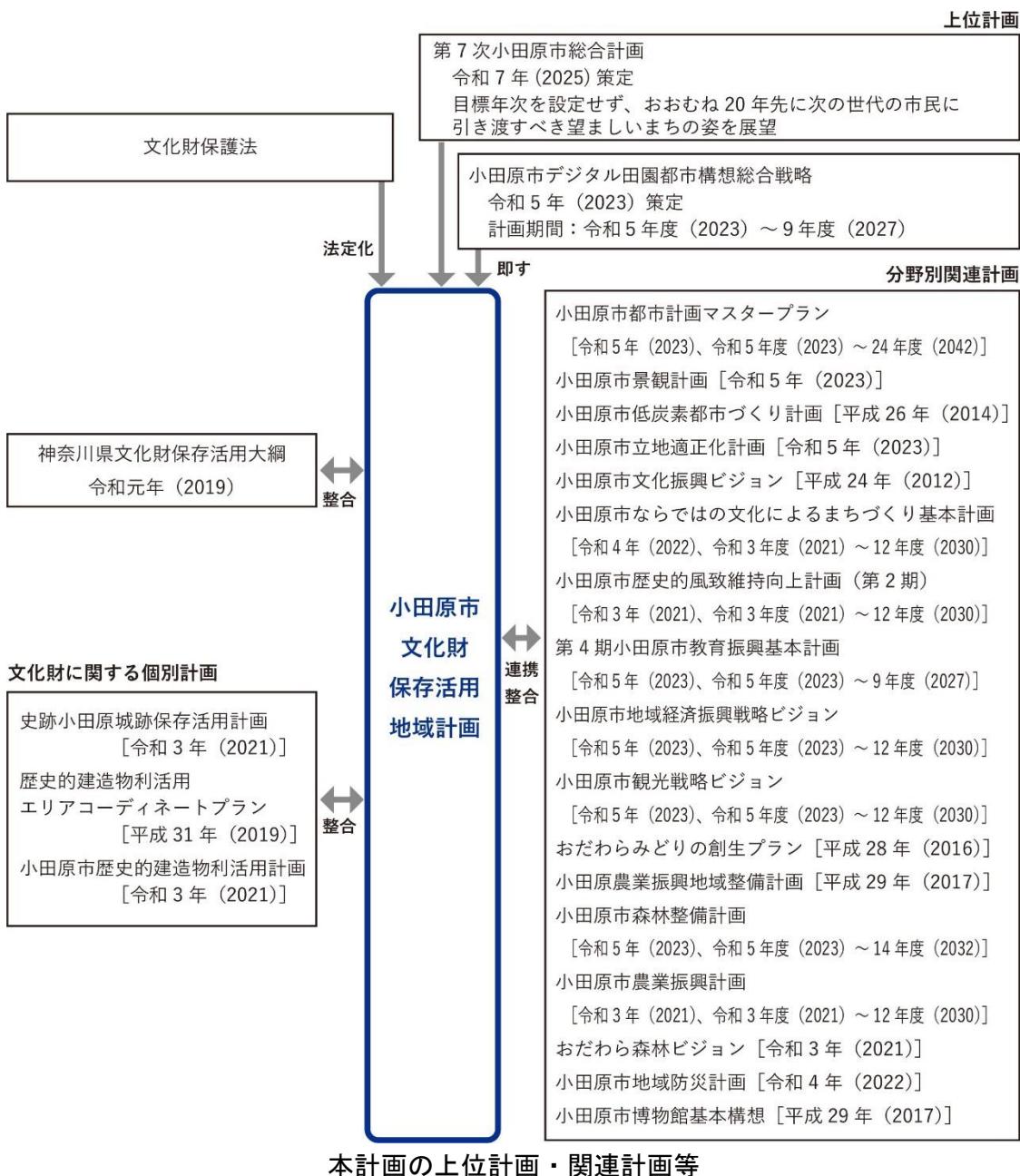
3 本計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく計画であり、神奈川県文化財保存活用大綱（令和元年（2019）11 月）に整合するものです。

本市においては、本計画を最上位計画である小田原市総合計画の下位計画として位置づけ、小田原市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）（令和 3 年（2021）3 月）のほか、関連する他分野の計画との整合性を図りました。

また、本計画は文化財保存活用に関する基本計画（マスタープラン）かつ行動計画（アクションプラン）であり、分野ごと、個別の文化財に関する計画との整合性をとっています。



(2) 主な関連計画の概要

第7次小田原市総合計画

[小田原市基本構想：令和7年度（2025）～]

まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望する。

・持続可能な地域社会の創造

目標人口は設定しないものの、出生増・社会増を図る取組を継続
まち 자체が持つ力を高め、その生産性を向上

・「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくり

まちづくりの資源＝小田原に備わる「自然の力」「人の力」「まちの力」
「産業の力」「文化の力」

・将来都市像

「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」

市民一人ひとりのいのちを大切にし、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らしここでできる持続可能なまち

・まちづくりの目標

(1) いのちを大切にする小田原

・市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

・将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

・課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち

・地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が發揮できるまち

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

・豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち

・多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

(5) 安心して暮らすことができる小田原

・暮らしやすく快適に住み続けることができるまち

・市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

[実行計画]

「令和7年度実行計画」：第6期総合計画第1期実行計画の枠組で構成した1年間の計画

「第7次総合計画第1期実行計画」：令和8年度から令和10年度までの3年間の計画

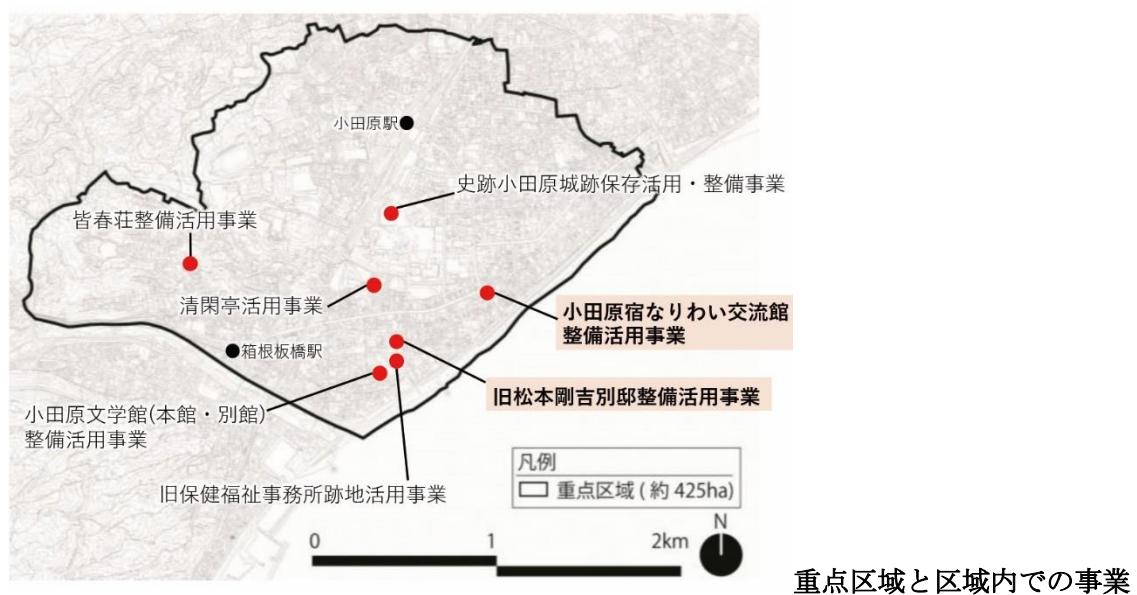
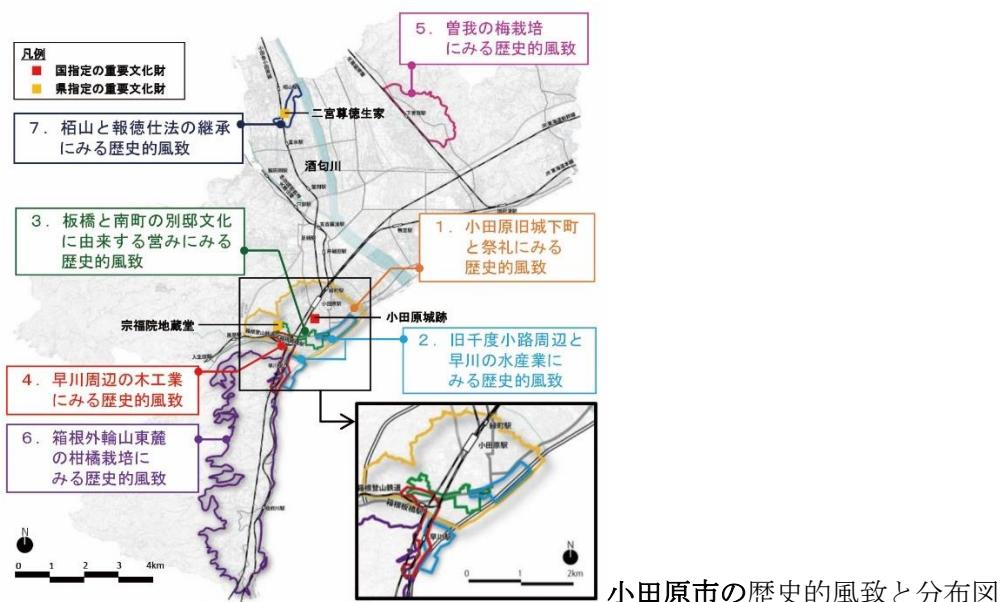
以後、4年間の実行計画を作成し、実施する（序章2「計画期間」の図を参照）

小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）

[計画期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）]

本市は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、「小田原市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成23年（2011）6月に国の認定を受け、歴史的風致形成建造物の指定とその整備及び有効活用の促進、銀座・竹の花周辺地区やかまぼこ通り周辺地区の修景整備等による街なみ環境の向上、歴史・伝統を反映した人々の活動支援など、10年間にわたり歴史的風致の維持向上に取り組んできました。

また、かつての別邸文化の名残を伝える板橋・南町における公民連携による歴史まちづくりの活性化、歴史的風致形成建造物の持続的な保存活用を促すための仕組みづくりなど、更なる歴史まちづくりを推進することを目的に、「小田原市歴史的風致維持向上計画第2期計画」を令和3年（2021）に策定し、事業を推進しています。



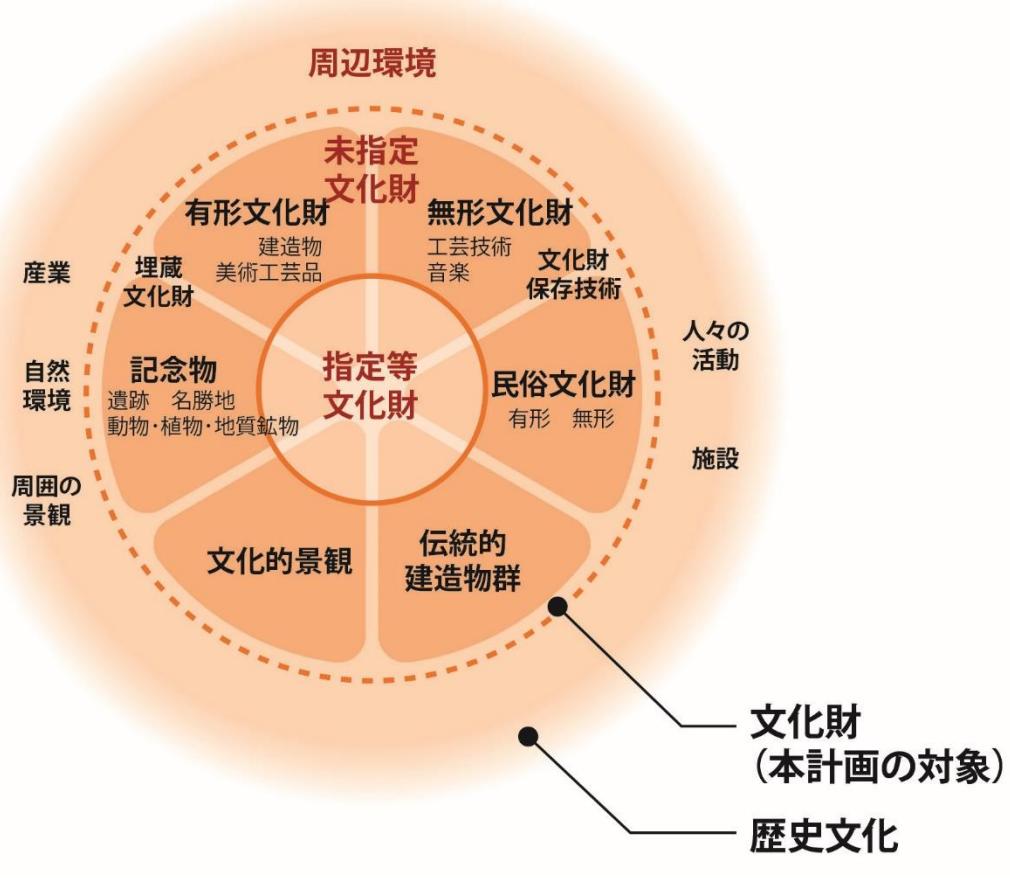
4 本計画の対象（用語の定義）

文化財保護法は、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定め、その他、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としています。

これら文化財のうち、歴史上、芸術上、または学術上の価値が高いものは、指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には、指定等文化財だけでなく、地域の人々が大切に守り育んできた、地域の歴史や文化、自然を物語る資源が数多く所在しています。本計画では、文化財保護法や条例上の指定・登録の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的な資源を“本計画で対象とする文化財”とします。文化財保護法で規定される6類型に含まれる対象を幅広く捉えることで、未指定でも小田原市にとって特徴的なものや市民に身近なものを含めた幅広い資源を、“本計画で対象とする文化財”とします。

また、文化財は、周囲の景観、文化財を支える人々の活動や施設、産業等の「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となってこそ、その価値を高めることができます。

本計画では、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義し、文化財の保存・活用を通して、未来に継承していくことを目指します。



本計画の対象とする文化財と歴史文化